

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 3 0 年 度
(平成30年10月12日報告分)

佐 賀 県 監 査 委 員

平成30年10月12日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

佐賀県監査委員	久 本 智 博
同	森 田 信 彦
同	角 貞 樹
同	石 井 秀 夫

目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項	1
1 - 1 団体に対するもの	
特定非営利活動法人愛ホーム（障害福祉課）	1
1 - 2 所管課に対するもの	
障害福祉課（特定非営利活動法人愛ホーム）	2
2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	3
2 - 1 団体に対するもの	
特定非営利活動法人愛ホーム（障害福祉課）	3
2 - 2 所管課及び関係課に対するもの	
【補助金等交付団体関係】	
障害福祉課（特定非営利活動法人愛ホーム）	3

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人愛ホーム
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 事実と異なる実績報告書を提出し、過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>【平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</p> <p>(1) 実際の補助対象経費が 7,500,000 円であるにもかかわらず 10,108,800 円として実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 1,875,000 円</p> <p>【平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助】</p> <p>(2) 実際の補助対象経費が 1,870,000 円であるにもかかわらず 2,045,952 円として実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 65,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 過大受領の補助金(1,875,000 円及び 65,000 円)を平成 30 年 9 月 28 日及び平成 30 年 10 月 5 日に全額返納した。</p>

1 - 2 所管課に対するもの

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人愛ホーム
<p>(監査の結果)</p> <p>1 団体に対する指導が不十分であることや実績報告書審査での領収書等の証拠書類の確認がされていないなど、審査が不十分であったことにより過大に補助金を交付していた。</p> <p>(1)平成27年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 過大補助金交付額 1,875,000円</p> <p>(2)平成28年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助 過大補助金交付額 65,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付決定の一部を取り消し、過大受領の補助金(1,875,000円及び65,000円)の返納を求め、平成30年9月28日及び平成30年10月5日に全額返納された。</p> <p>○ 今後は、補助対象経費や積算見積の審査の厳格化、実績報告書の領収書等の証拠書類等の確認、事業完了後の現地確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2 - 1 団体に対するもの

監査対象団体	特定非営利活動法人愛ホーム
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	平成30年6月28日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成27年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</p> <p>(1) 実績報告書では定員5人分の居室を整備したとしていたが、実際は4人分の居室しか整備していなかった。</p> <p>【平成27年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助、平成28年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助】</p> <p>(2) 補助金交付要綱に定める「補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿」の整備がされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助金の申請をする際、申請後に事業内容の変更があった場合は、変更交付申請を行うようにする。</p> <p>○ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類を早急に整理する。</p>

2 - 2 所管課に対するもの

所管課	障害福祉課
監査対象団体	特定非営利活動法人愛ホーム
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成27年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</p> <p>(1) 実績報告書では定員5人分の居室を整備したとしていたが、実際は4人分の居室しか整備しておらず、その状況を把握していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 再発防止策として、今後は、申請後に事業内容の変更があった場合は、変更交付申請を行うよう事業者を指導するとともに、必要に応じて事業の進捗を確認することとした。</p>